

令和2年 7月31日
九州地方整備局港湾空港部

指宿港海岸(湯の浜地区)の「海岸協力団体」を指定

九州地方整備局(港湾空港)では、指宿港海岸(湯の浜地区)において、海岸協力団体の募集を行い、申請のあった「指宿港海岸保全推進協議会」を、令和2年7月31付けで海岸協力団体に指定しました。

□ 指定日 : 令和2年7月31日

□ 海岸協力団体の指定を受けた団体

指宿港海岸保全推進協議会 (詳細については別紙1をご覧ください)

□ 指定証交付式 : 令和2年7月31日 (場所;指宿市役所)



〈海岸協力団体とは〉

海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

問い合わせ先
国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部
港湾管理課長 徳永
課長補佐 大崎
TEL:092-418-3352

指宿港海岸で「海岸協力団体」を指定！

- 指定日：令和2年7月31日
- 指定団体：指宿港海岸保全推進協議会
- 住所：鹿児島県指宿市大牟礼1丁目15番13号
- 活動概要：指宿港海岸の保全について協働して推進し、美しく安全でいきいきとした海岸を次世代に引き継ぐことを目的として、地域住民や事業者団体等で構成された団体で、海岸の清掃や環境教育等の海岸に関する知識の普及などの活動に取り組んでいます。



令和元年度ヒラメ稚魚放流会



出典元：国土地理院地図（電子国土WEB）

海岸協力団体制度の概要

海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



環境教育活動



調査研究

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

～海岸協力団体に指定されると？～

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。